

奈良工業高等専門学校学生支援センター規程

平成30年3月27日制定

令和4年2月10日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に学生支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、次の各号に掲げることを目的とする。

- 一 学生生活の中で生じる諸問題の相談について、学生自身がその問題の解決に至るよう適切な助言及び援助を行うこと。
- 二 奈良工業高等専門学校人権教育推進・いじめ防止対策委員会規程第9条に基づき、人権教育の推進及びいじめ防止対策の措置に関する調査検討、その他必要と認める事項を行うこと。
- 三 「独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、障害のある学生（以下「障害学生」という。）の勉学及び学生生活を支援し、障害学生の修学環境の向上を図ること。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生の修学，その他個人的な相談に関すること。
- 二 学生の精神衛生上必要な相談及び援助に関すること。
- 三 学生相談に関する業務の実施に必要な研修，啓発に関すること。
- 四 他機関との連絡，情報交換に関すること。
- 五 学生相談に関する業務に必要な調査研究に関すること。
- 六 その他学生相談に必要な業務の実施に関すること。
- 七 人権教育の推進及びいじめ防止対策の措置に関する調査検討等を行うこと。
- 八 障害学生の支援のための基本的事項に関すること。
- 九 障害学生に係る施設設備に関すること。
- 十 障害学生の支援のための提言に関すること。
- 十一 障害学生の支援に関する関係委員会等との連絡調整に関すること。
- 十二 その他障害学生の支援に関し必要な事項

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長（学生相談担当）
- 三 副センター長（人権教育推進・障害学生支援担当）

- 四 専任相談員
- 五 特別相談員
- 六 相談員
- 七 スクールソーシャルワーカー
- 八 心理カウンセラー
- 九 看護師
- 十 教育研究支援室に所属する技術職員のうち教育研究支援室長が指名する者
- 十一 学生課長又は学生課事務職員のうち学生課長が指名する者

(センター長)

第5条 センター長は、専任教員のうちから校長が指名する。

2 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 校長が必要と認めるときは、センター長に学生主事をもって充てることを妨げない。

(副センター長)

第6条 副センター長（学生相談担当）及び副センター長（人権教育推進・障害学生支援担当）は、相互に連携しセンター長を補佐するとともに、それぞれ次の各号に掲げる事項の主担当として任に当たる。

一 副センター長（学生相談担当） 学生相談に関する事項

二 副センター長（人権教育推進・障害学生支援担当） 人権教育、いじめ及びハラスメント防止に関する事項並びに障害学生支援に関する事項

2 副センター長（学生相談担当）（以下「副センター長」という。）は、一般教科所属の専任教員のうちから学生主事が指名する。

3 副センター長（人権教育推進・障害学生支援担当）（以下「副センター長」という。）は、専任教員のうちから学生主事が指名する。ただし、センター長が一般教科から選出される場合は、専門学科から選出するものとする。

4 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任相談員)

第7条 専任相談員は、センター長又は副センター長をもって充てることを妨げない。

(相談員)

第8条 相談員は、一般教科から選出された専任教員2名及び専門各学科から選出された専任教員各1名をもって充てる。ただし、次の各号に掲げる者は相談員を兼ねることはできない。

一 学生主事補

二 学生委員会規程第3条第三号及び第四号に掲げる者

2 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合の後任の相談員の任期

は、前任者の残任期間とする。

- 3 相談員は、第3条に掲げる業務のうち、主に第一号から第六号まで及び第十二号に掲げる業務に当たるものとする。

(支援チーム)

第9条 センター長は、支援が必要と判断された学生（以下「支援対象学生」という。）の支援の実施に必要な教職員（副センター長、学級担任等）を選抜して支援チームを構成し、学生支援センター運営委員会の任を得て支援を付託することができる。

(学生相談)

第10条 学生相談の業務に関わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、事態の緊急性等に鑑み校長に報告する必要がある場合は、この限りではない。

- 2 第4条に掲げる者以外の教職員は、センターの助言、援助が必要と思われる学生を認めるときは、速やかにセンターに連絡するものとする。

- 3 センター長は、相談員が業務上知り得た情報について報告を受けることができる。また、センターは、必要な範囲において情報を共有し対応にあたるものとする。

(緊急対応)

第11条 相談員等は、事態に緊急性があると認められる場合、速やかにセンター長に報告するものとし、センター長は、直ちに学生支援センター運営委員会を招集するとともに校長に報告しなければならない。

(運営委員会)

第12条 センターの管理運営に関する事項は、学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

- 2 委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

- 3 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 センターに関する事務は、学生課で行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校学生相談室規程（平成17年4月1日制定）及び奈良工業高等専門学校障害学生支援委員会規程（平成19年3月8日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。